

## 別 添

令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）交付要綱

### （通則）

- 1 令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生省  
厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

- 2 令和2年度にインフルエンザ流行期に備えて、発熱患者専用の診察室を設け、受け入れる体制を整備した診療・検査医療機関に対して、令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）（以下「外来診療・検査体制確保事業補助金」という。）の概算交付決定を行ったが、想定よりも患者数が下回る等により、交付決定額だけでは、発熱患者等を受け入れる体制整備に要する費用が不足した場合に限り、国が不足分を支援するための事業として、外来診療・検査体制確保事業補助金と一体化した支援事業を行い感染症対策の強化を図ることを目的とする。

### （交付の対象）

- 3 外来診療・検査体制確保事業補助金において、既に交付決定を受けた診療・検査医療機関であり、事業実績報告書による事業費が令和2年度交付決定額よりも上回る場合の費用を補助する。

### （交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 外来診療・検査体制確保事業補助金の令和2年度実績報告書の「Ⅲ. 事業実績(明細書)の合計(a)、(a')」から外来診療・検査体制確保事業補助金の令和2年度交付決定額を除いた額を算定する。
- (2) (1)により算定された額と欠損額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
    - ア 補助事業者が地方公共団体の場合  
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
    - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合  
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - (5) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。
  - (6) 診療・検査医療機関(仮称)として都道府県に指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(申請手続)

- 6 この補助金の申請は、第2号様式による精算交付申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 7 厚生労働大臣は、6に定める申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の返還)

- 8 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 9 特別の事情により4及び6に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。